

# 一般社団法人 日本静脈経腸栄養学会 代議員選出規則

## [代議員の定数および区分]

1. 代議員数は 300 名以内とする。
2. 代議員は、有資格者の中から、代議員選考 WG の選考結果を基に理事会が推薦した代議員候補者から、正会員の選挙により選出される。

## [任期・定年]

3. 代議員の任期は 1 期 4 年とし、再任を妨げない。
4. 代議員は満 66 歳の誕生日を迎えた後の 3 月 31 日をもって定年とする。

## [選挙権者の資格]

5. 選挙権者は、代議員の選挙が行われる年の 1 月 1 日現在において、2 会計年度以上連続して本法人の正会員で、当該会計年度までの会費を完納している者とする。
6. 選挙人名簿を会員に向けて事前に送り、異議申し立てがあれば、適宜、選挙管理委員会で審議し、選挙前の理事会において選挙権者を最終決定する。

## [代議員選挙における被選挙権者の資格]

7. 3 年以上の学術評議員歴を有する者、ただし遡る 3 年間に 2 回以上、学術評議員会に出席していること。
8. 本学会活動による十分な貢献の実績と業績を有する者。
9. 代議員 2 名の推薦を得た者。(但し、再任の際は不要とする。)

## [代議員の選出方法]

10. 代議員の選挙にあたっては、代議員選挙管理委員会を置く。
11. 代議員選挙管理委員会委員は、代議員のなかから若干名を理事長が理事会の議を経て委嘱する。
12. 代議員選挙管理委員会の委員長は、委員のなかから理事長が理事会の議を経て委嘱する。
13. 代議員選考 WG は、代議員立候補者の資格・条件を審査し、有資格者を代議員候補者として公示する。
14. 代議員候補者について正会員による選挙をおこない、代議員を選任する。
15. 代議員候補者の数が定数に満たない場合は、選挙をおこなわない。

## [投票の方法]

16. 投票は、代議員選挙管理委員会のもと、無記名投票にて行う。選挙の方法は、選挙管理委員会が決定する。

## [当選の決定]

17. 投票数の最も多かった者から順次、職種を考慮した定数までの候補者を当選者とする。
18. 投票数が同数の候補者があるときは、対象候補者による抽選によって、その順位を決定する。
19. この抽選方法は代議員選挙管理委員会で決定される。

## [代議員の決定]

20. 代議員選挙管理委員会は、選挙結果を速やかに公告し、定例社員総会で承認を受け、社員

総会翌日から任に就く。

[代議員の欠員の補充]

21. 毎年3月31日までに代議員に欠員が生じたときは、欠員が生じた職種における次点者を代議員補充候補とし、翌年の定例社員総会で承認を受ける。
22. 前項の規定によって代議員を補充したときは、理事長は、速やかにこれを公告する。

[資格喪失]

23. 代議員は年会費を2年以上滞納したときはその資格を失う。
24. 代議員は、正当な理由なく連続して3回社員総会を欠席した場合にはその資格を失う。

[本規則の改定]

25. 本規則の改定は理事会で審議決定される。

**業績点数一覧表**

(直近4年間における業績：2015年4月1日～2019年3月31日)

- 1) 本学会機関誌(日本静脈経腸栄養学会雑誌)、学会誌「学会誌 JSPEN」への論文発表

筆頭著者	10点
共著者	2点

- 2) 学術集会での発表、司会

発表	筆頭演者	5点
	共同演者	1点
司会・座長・コメンテーター		各3点

- 3) 支部会での発表、司会

発表	筆頭演者のみ	2点
司会・座長・コメンテーター		各2点

- 4) セミナー講師

TNT 研修会	1回のセミナーにつき	3点
JSPEN 栄養マスターコース※		
NST 医師教育セミナー		
LLL ライブコース		
NST 専門療法士受験必須セミナー (旧 JSPEN 臨床栄養セミナー、コ・メディカル教育セミナー)		
NST 専門療法士更新必須セミナー (旧 NST 専門療法士資格更新セミナー)・ スキルアップセミナー※		
トレーニングセミナー		
NST ベーシックコース※		

※ファシリテータ・タスクフォースを含む

- 5) 委員会活動

1委員会1年につき	2点
-----------	----

- 6) LLL diploma 取得者 10点

- 7) 機関誌・学会誌の査読(1編につき) 3点